

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

平成20年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号。以下「条例」という。）その他特別の定めがあるもののほか、後期高齢者医療の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害認定の申請)

第2条 省令第8条第1項の障害認定申請書は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更、喪失）届書（第1号様式）とする。

2 京都府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請が政令別表に定める程度の障害の状態（以下「障害認定の状態」という。）にあると認めるときは、被保険者証を交付し、障害認定の状態にないと認めるときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

3 省令第8条第2項の規定により障害認定の申請の撤回をしようとする者は、障害認定申請撤回書兼後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書（第3号様式）を広域連合長に提出しなければならない。

(被保険者資格の取得、喪失等に関する届出)

第3条 省令第10条、第11条及び第22条から第26条までに規定する届書は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更、喪失）届書（第1号様式）とする。

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届出)

第4条 省令第12条に規定する届書は、後期高齢者医療住所地特例開始（変更、終了）届書（第4号様式）とする。

(被保険者証の返還通知)

第5条 省令第15条第1項に規定する書面は、後期高齢者医療被保険者証の返還通知書（第5号様式）とする。

（特別の事情に関する届出）

第6条 省令第16条第1項及び第2項並びに第73条に規定する届書は、後期高齢者医療の保険料の納付に係る特別の事情等に関する届書兼弁明書（第6号様式）とする。

（被保険者証等の再交付）

第7条 省令第19条第1項の申請書は、後期高齢者医療被保険者証再交付申請書（第7号様式）とする。

2 省令第21条において準用する省令第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療資格証明書再交付申請書（第7号様式の2）とする。

（被保険者証の更新）

第8条 広域連合長は、毎年8月1日に被保険者証（省令様式第2号）を更新するものとする。

（認定証明書）

第9条 広域連合長は、法第50条第2号の認定を受けていた者で広域連合の区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者医療認定証明書交付申請書（第8号様式）の提出があった場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号による障害認定証明書（第9号様式）を交付するものとする。

2 広域連合長は、政令第14条第6項の認定を受けていた者で広域連合の区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者医療認定証明書交付申請書（第8号様式）の提出があった場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第6項による特定疾病認定証明書（第9号様式）を交付するものとする。

3 広域連合長は、法第99条第2項の被扶養者であった被保険者の認定を受けていた者で広域連合の区域内に住所を有しなくなった者から、後期高齢者医療認定証明書交付申請書（第8号様式）の提出があった場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書（第9号様式）を交付するものとする。

（負担区分等証明書）

第10条 広域連合長は、広域連合の区域内に住所を有しなくなったため、被保険者資格を喪失した者から、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書（第8号様式）の提出があった場合は、後期高齢者医療負担区分等証明書（第11号様式）を交付するものとする。

（資格喪失証明書）

第11条 広域連合長は、障害認定の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失した者から、障害認定申請撤回書兼後期高齢者医療資格喪失証明書交付申請書（第3号様式）の提出があった場合は、後期高齢者医療資格喪失証明書（第12号様式）を交付するものとする。

（基準収入額適用申請）

第12条 省令第32条に規定する申請書は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書（第13号様式）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、政令第7条第3項に規定する場合に該当すると認めるときは、負担区分変更後の被保険者証の交付により、後期高齢者医療基準収入額適用申請決定通知書（第14号様式）による通知を省略することができるものとし、該当しないと認めるときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書（第15号様式）により当該申請者に通知する。

（一部負担金の減免等）

第13条 省令第33条第2項の一部負担金減免等申請書は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書（第16号様式）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請が省令第33条第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予決定通知書（第16号様式の2）により当該申請者に通知し、後期高齢者医療一部負担金減額証明書（第17号様式）、後期高齢者医療一部負担金免除証明書（第18号様式）又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書（第19号様式）を交付する。

3 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請が省令第33条第1項に規定する場合に該当しないと認めるときは、後期高齢

者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書（第20号様式）により当該申請者に通知する。

- 4 広域連合長は、被保険者が虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けたことを発見したとき、又は一部負担金の減免を受けるべき理由が消滅したと認めたときは、直ちにその者に係る減免の全部又は一部を取り消し、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予取消通知書（第21号様式）により当該被保険者に通知する。

（食事療養標準負担額差額の支給申請）

第14条 省令第37条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事・生活療養標準負担額差額支給申請書（第22号様式）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、省令第37条第1項に規定する場合に該当すると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第23号様式）を交付し、該当しないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第24号様式）により当該申請者に通知する。

（生活療養標準負担額差額の支給申請）

第15条 省令第42条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療食事・生活療養標準負担額差額支給申請書（第22号様式）とする。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、省令第42条第1項に規定する場合に該当すると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第23号様式）を交付し、該当しないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第24号様式）により当該申請者に通知する。

（第三者の行為による被害の届出）

第16条 省令第46条に規定する届書は、第三者の行為による被害届（第25号様式）とする。

（療養費の支給申請）

第17条 省令第47条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書（第26号様式）とする。ただし、特別の理由があるときは、広域連合長の承認を得て、当該申請書に準じた様式によることができる。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、療養費の支給の必要があると認めるときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第23号様式）により、必要がないと認めるときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第24号様式）により当該申請者に通知する。

（訪問看護療養費に係る第三者の行為による被害の届出）

第18条 省令第53条において準用する省令第46条に規定する届書は、第三者の行為による被害届（第25号様式）とする。

（特別療養費の支給申請）

第19条 省令第54条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特別療養費支給申請書（第27号様式）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、特別療養費の支給の必要があると認めるときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第23号様式）により、必要がないと認めるときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第24号様式）により当該申請者に通知する。

（移送費の支給申請）

第20条 省令第60条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療療養費支給申請書（第26号様式）とする。

2 広域連合長は、第1項の申請書の提出があった場合において、移送費の支給の必要があると認めるときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第23号様式）により、必要がないと認めるときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第24号様式）により当該申請者に通知する。

（特定疾病の認定申請）

第21条 省令第62条第1項の申請書は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書（第28号様式）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、政令第14条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病（以下「特定疾病」という。）にかかっていると認めるときは、省令第62条第4項の規定により後期高齢者医療特定疾病療養受療証を交付し、交付の必要がないと認めるときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書（第29号様式）により当該申請者に通知する。

(特定疾病療養受療証の再交付)

第22条 省令第62条第8項において準用する省令第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療特定疾病療養受療証再交付申請書(第29号様式の2)とする。

(限度額適用認定証の交付申請)

第23条 省令第66条の2第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用認定証交付申請書(第30号様式)により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用認定証交付申請却下通知書(第30号様式の2)により当該申請者に対し通知する。

(限度額適用認定証の返還通知)

第23条の2 広域連合長は、後期高齢者医療限度額適用認定証の交付を受けた被保険者が省令第66条の2第3項各号のいずれかに該当するに至った場合において、後期高齢者医療限度額適用認定証を広域連合に返還しないときは、当該被保険者に対し、限度額適用認定証返還通知書(第31号様式)を送付し、返還を求めるものとする。

(限度額適用認定証の再交付)

第24条 省令第66条の2第6項において準用する省令第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用認定証再交付申請書(第31号様式の2)とする。

(限度額適用認定証の更新)

第24条の2 省令第66条の2第6項において準用する省令第20条第1項に規定する期日は、毎年度の8月1日とする。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請)

第25条 省令第67条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書兼入院日数届書(第32号様式)により行うものとする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、該当しないと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請却下通知書(第32号様式の2)により当該申請者に対し通知する。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知)

第25条の2 広域連合長は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者が省令第67条第3項各号のいずれかに該当するに至った場合において、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を広域連合に返還しないときは、当該被保険者に対し、限度額適用・標準負担額減額認定証返還通知書(第33号様式)を送付し、返還を求めるものとする。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付)

第26条 省令第67条第6項において準用する省令第19条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証再交付申請書(第33号様式の2)とする。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の更新)

第26条の2 省令第67条第6項において準用する省令第20条第1項に規定する期日は、毎年度の8月1日とする。

(高額療養費の支給申請)

第27条 省令第70条第1項に規定する申請書は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書(第34号様式)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、高額療養費の支給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書(第23号様式)により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書(第24号様式)により当該申請者に通知する。

(高額療養費に係る第三者の行為による被害の届出)

第28条 省令第71条において準用する省令第46条に規定する届書は、第三者の行為による被害届(第25号様式)とする。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第28条の2 省令第71条の9第1項に規定する申請書は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(第25号様式の2)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、高額介護合算療養費の支給の必要があると認めたときは、高額介護合算療養費支給決定通

知書（第 25 号様式の 3）により、申請を却下するときは、高額介護合算療養費支給申請却下通知書（第 25 号様式の 4）により、支給の必要がないと認めたときは、高額介護合算療養費不支給決定通知書（第 25 号様式の 5）により当該申請者に通知する。

3 省令第 71 条の 10 第 2 項に規定する証明書の様式は、後期高齢者医療自己負担額証明書（第 25 号様式の 6）とする。

（葬祭費の支給申請）

第 29 条 被保険者の葬祭を行う者が、条例第 2 条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書（第 35 号様式）を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、葬祭費の支給の必要があると認めたときは、後期高齢者医療給付支給決定通知書（第 23 号様式）により、必要がないと認めたときは、後期高齢者医療給付支給申請却下通知書（第 24 号様式）により当該申請者に通知する。

（後期高齢者医療給付費の一時差止通知）

第 30 条 広域連合長は、法第 92 条第 1 項又は第 2 項の規定により後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることを決定したときは、後期高齢者医療給付の一時差止通知書（第 36 号様式）により当該被保険者に対し通知するものとする。

（後期高齢者医療給付の一時差止の解除通知）

第 31 条 広域連合長は、前条の規定による後期高齢者医療給付の一時差止を解除することを決定したときは、後期高齢者医療給付一時差止解除通知書（第 37 号様式）により当該被保険者滞納者に通知するものとする。

（一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除通知）

第 32 条 省令第 75 条の規定による通知は、後期高齢者医療滞納保険料控除通知書（第 38 号様式）により行うものとする。

（保険料の額の通知）

第 33 条 条例第 16 条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料額決定通知書（第 39 号様式）、後期高齢者医療保険料額変更決定通知書（第 40 号様式）又は後期高齢者医療仮徴収額決定通知書（第 41 号様式）により行うも



のとする。

(保険料の徴収猶予)

第34条 条例第17条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書(第42号様式)とする。

2 広域連合長は、条例第17条第2項の規定による申請があった場合において、保険料の徴収を猶予する必要があると認めるときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書(第43号様式)により、必要がないと認めるときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書(第44号様式)により、当該申請者に対し通知する。

(保険料の減免)

第35条 条例第18条第2項に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書(第45号様式)とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、保険料を減免する必要があると認めるときは、後期高齢者医療保険料減免決定通知書(第46号様式)により、必要がないと認めるときは、後期高齢者医療保険料減免却下通知書(第47号様式)により当該申請者に通知する。

(保険料の減免又は徴収猶予の取消し)

第36条 広域連合長は、偽りの申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた者がいるときは、直ちに当該減免を取り消すものとする。

2 広域連合長は、保険料の徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収を猶予した保険料の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消すものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収を猶予することが不相当であると認められるとき。

(2) 保険料の納付を免れようとする行為があったと認められるとき。

3 広域連合長は、前2項の規定により保険料の徴収猶予又は減免を取り消したときは、直ちにその旨を後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(第48号様式)又は後期高齢者医療保険料減免取消通知書(第49号様式)により当該被保険者又は連帯納付義務者に通知する。

(申告書)

第 37 条 条例第 19 条の申告書は、後期高齢者医療簡易申告書（第 50 号様式）とする。

（委任）

第 38 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に関する特例）

2 東日本大震災に被災した者からの法第 69 条第 1 項第 2 号に規定する一部負担金の免除の申請に関しては、第 13 条で定める様式を用いず、広域連合長が別に定める様式によるものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給申請及び適用期間）

3 条例附則第 8 項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（第 51 号様式から第 53 号様式まで）を広域連合長に提出しなければならない。

4 広域連合長は、前項の規定による申請があった場合において、傷病手当金の支給の必要があると認めたときは後期高齢者医療給付支給決定通知書（第 23 号様式）により、必要がないと認めたときは後期高齢者医療給付支給申請却下決定通知書（第 24 号様式）により当該申請者に通知する。

5 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年京都府後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）附則第 2 項に規定する規則で定める日は、令和 3 年 9 月 30 日とする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 7 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第3号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第3号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成30年8月1日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式改正に伴う経過措置）

2 第10条に定める後期高齢者医療負担区分等証明書（第11号様式）について、平成29年度以前の負担区分に係る証明については、なお従前の例による。

3 改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式改正に伴う経過措置）

2 改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則第39号様式は平成31年度以降の年度分の保険料額の決定について、同規則第

40号様式は同年度以降の年度分の保険料額の変更決定についてそれぞれ適用し、平成30年度以前の年度分の保険料額の決定及び変更決定については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月23日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月17日規則第11号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式の規定による用紙は、広域連合長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年6月18日規則第5号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。